

平成25年度 新上五島町行政評価実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、新上五島町行政評価制度実施要綱（以下「要綱」という。）に基づき、平成25年度事業評価及び基本事業評価の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(評価対象)

第2条 本年度は、事業評価及び基本事業評価とも完全実施とし、評価対象は次の各号による。

1. 事業評価については、次のとおりとする。

①事前評価

平成25年度及び平成26年度に実施しようとする新規の事業。

②途中評価

平成24年度以前から実施されており、今後も事業計画が予定されている事業。

③事後評価

平成24年度に事業が終了した事業。

2. 基本事業評価については、平成24年度の事業を取りまとめ評価をする。

(評価方法)

第3条 評価は、別紙の事業評価表（事前評価・途中評価・事後評価）及び基本事業評価表により行うものとする。

本年度の評価スケジュールについては、別紙のとおりとする。

(改善)

第4条 前条の実施に伴い生じた問題点及び今後の行政評価制度のあり方については、行政評価プロジェクトチームにおいて検討するものとする。

※要綱改正後の評価の対象外（行政評価実施要綱第2条の(1)(2)(3)）

(ア)国県の法定受託事務及び受託事業 → 統計調査、選挙事務など委託金で賄う事務

(イ)災害復旧費、公債費、維持補修費、維持管理費、備品購入費、予備費

→ 添付している「評価対象の範囲一覧」を参照（資料6-3）

(ウ)その他の事務事業で、町の裁量が及ばないもの → 県事業負担金、協議会等負担金など

※新規事業で当初予算要求時「事前評価」を受けて、その事業を補正で増額要求の場合

→ 増額要求の評価は不要。

※評価対象事業で、50万円以下の事業は公表しない。

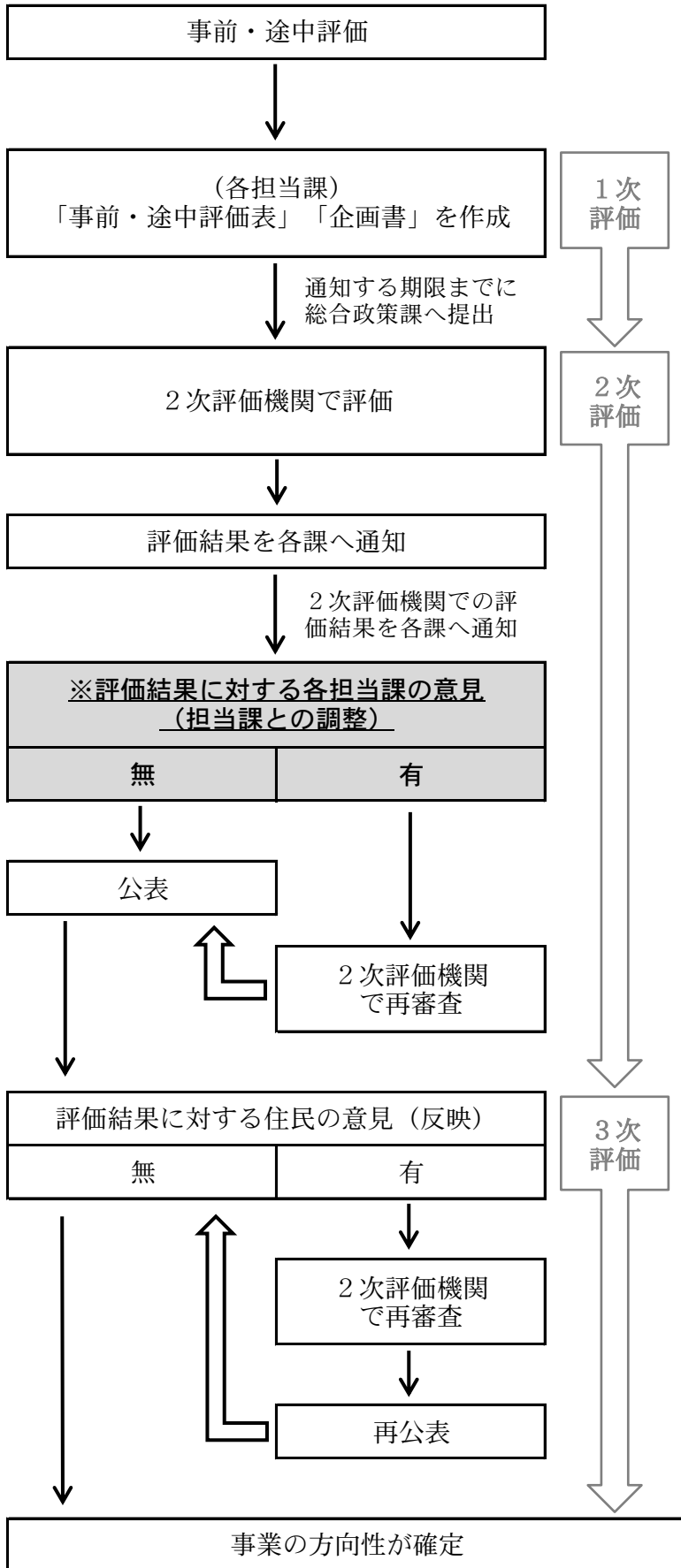
平成25年度 行政評価スケジュール

項目	期日及び提出期限	備考
行政評価プロジェクト会議	4月22日(月)	・新体制による年間スケジュール説明
総合計画の体系表の提出	5月7日(火)	・24年度実績による評価の有無(途中評価か事後評価か) ・体系表を見え消しで修正し、ペーパーで1部提出して下さい。
1次評価(各担当課)		<ul style="list-style-type: none"> ・総合政策課への提出期限 ・課内協議を徹底し、記入漏れのないようにお願いします。 ・1次評価の欄まで記入して下さい。 ・必要に応じ評価表の修正等を連絡します。
各評価表の提出期限		
・途中評価表	6月7日(金)	
・事後評価表	6月7日(金)	
・基本事業評価表	6月28日(金)	
・事前評価	各補正予算要求前・当初予算要求前	
2次評価(評価機関)		・2次評価機関による審査
・途中評価	7月26日(金)～8月16日(金)	
・事後評価	7月26日(金)～8月16日(金)	
・基本事業評価	10月18日(金)～10月25日(金)	
・事前評価	随時実施(補正要求前・当初要求前)	
評価結果の通知		<ul style="list-style-type: none"> ・各課へ評価結果の通知 ・評価結果の広報誌による周知
・途中評価	9月20日(金)	
・事後評価	9月20日(金)	
・基本事業評価	11月22日(金)	
・事前評価	随時実施(補正要求前・当初要求前)	
住民への公表		<ul style="list-style-type: none"> ・評価結果の公表 ・各支所及びホームページ
・途中評価	9月30日(月)	
・事後評価	9月30日(月)	
・基本事業評価	11月29日(金)	
・事前評価	11月29日(金)	
3次評価		・住民から意見があったものについて再評価を実施
・途中評価	10月1日(火)～10月31日(木)	
・事後評価	10月1日(火)～10月31日(木)	
・基本事業評価	12月2日(月)～12月20日(金)	
・事前評価	12月2日(月)～12月20日(金)	
住民への再公表(2回目)	12月27日(金)	・再評価した結果を再公表

評価の流れ

※基本目標：「町民本位の効率的な行政システムづくり」

※個別目標：「成果志向による行政運営」「住民に対する説明責任」「職員の意識改革・能力開発」



【要綱第2条、第3条】

※事前評価は、平成25年度（H25補正予算分）及び平成26年度（H26当初予算分）に実施しようとする新規事業が対象

【第4条、第5条】

※事業の妥当性、有効性、効率性、課題に向けた改善策などの課内検証・協議
 ※1次評価（担当課評価）においては、自ら評価し、自ら改善・見直し等を行うことが基本

【要綱第4条】

※各課から提出された評価表を総合政策課で取りまとめ、2次評価機関へ提出、審査会の開催

※2次評価機関：町長・副町長・財政課長・まちづくり推進課長・総務課長・総合政策課長で構成

※評価基準：緊急性、必要性、費用対効果、効率性などの観点から、事業の方向性を評価する

※総合政策課へ意見申し出（取りまとめ）

【要綱第6条】

※途中評価及び事後評価：9月公表
 ※事前評価：随時公表（原則11月公表）
 ※ホームページ、本庁及び各支所

【要綱第7条】

※評価結果の活用
 総合計画の検証、予算査定の資料、人事・定員管理の基礎資料、事務事業の見直し資料、住民及び議会への公表資料